

NO. 23

発行日 : 2014年4月1日

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫(会長)

住所

〒965-0013 会津若松市堤町6-12

電話 090(2364)3613

メール

kokubunpi-su@hotmail.co.jp

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133(浪江)

坂上義博 090-1067-7265(大熊)

板倉好幸 090-9534-5657(南相馬)

あれから3年の現実と思い

空しい「復興」の叫び

原発事故から3年もたち、元に戻れない現実、復興とは何なのでしょう。

原発事故による災害はいくら「復興」「復興」と叫んでも元に戻れないのが現実となりました。特に若者は新たな地で新たな生活を求めて動き出しています。生きる事への厳しさに耐え命を賭けての再出発なのです。これまで家族と共に築いてきた生活の場すべてを奪われての出発、こんな寂しく悲しいことはありません。

放射能線量が高く先祖の墓に近寄れなく、移転も出来ない地があると聞きます。それでも諦めろと言うのでしょうか、私たちは先人に申し訳がたちません。

「田舎者」と馬鹿にされ嘘八百でだまされ、権力と金力で原発を建設され稼働されてしまった結果が重大事故です。原発を進めてきた人たちに重大な責任があると思いませんか。

今なお事故の後始末の入り口にもたてないでいます。後世にどこまで償う事ができるのでしょうか。今、汚染水対策だけでも後手後手なのです。今後100年なのか、200年かかるのか分かりません。

原発をなくさねば

日本にはあと50基の原発があります。いずれすべて廃炉にしなければなりません。それなのに原発の墓場がありません。廃炉で出た放射性の物質は、今後何代にも続いて未来永劫、危険を伴いながら管理していかなければなりません。

国民に2度と私たちのような辛い思いをしてもらいたくありません。福島第1だけでなく、時がたてばたつほど、全ての原発の莫大な後始末の費用はかさんでゆき、税金や電気料金でまかなわねばならなくなります。再稼働などしてはなりません。一刻も早く原発をなくさねばとの思いは日々強まります。

誰が責任をとるのか「原発関連死」

福島県の公式に認められた「震災関連死」(警察庁が、避難生活を苦にして自殺したり、避難など事故の影響で体調を崩し死亡した人を集計したもの)だけでも、3月10日時点で1671人に及びました。その8割は「避難指示区域」(11市町村)内に住んでいた人々だそうです。明らかに「原発関連死」です。これは津波と地震で亡くなられた「直接死」1607人を上回っています。

警察庁が把握できていない「震災関連死」も

たくさんおられるでしょう。原発事故により、病院へ入院したり、特養ホームに入所していた方々が、病院、ホームを探して長期間、遠くは関東から新潟、山形までの長距離を転々としなければならぬために体調を崩し、数ヶ月後に亡くなった方は、すべて「関連死」と考えられることから、実数はまだまだ多いと思います。

孤独死、自殺は生きる望みを奪われ、死を選ぶしかなかったのだと思います。あまりにも対策が遅い結果でしょう。これも関連死であるこ

とに間違いありません。

どこかの総理大臣が「原発事故で死んだ人は一人もいない」などと放言したのはゆるせません。

これは「天災」ではなく、「人災」＝東電と政府による災害がもたらしたものです。原発事故は生きる権利まで奪った大罪です。

裁判官に望む―現場を見てください！

原発避難者訴訟は日本中の避難者に広がっていますが、原告が何よりも求めているのは、裁判官が現地を視察してほしいということです。

去る2月12日に福島地裁いわき支部で行われた第3回口頭弁論では、裁判官に対して原告と弁護士が、強く視察を求めました。

以下は、原告の一人が裁判官に出した要請の手紙です。

私たちの裁判に対し大変ご苦勞をおかけしております。

我が国に於いては未曾有の原発事故による裁判は前例のない事と思います。それだけに難しい判断が求められることが多々あると思います。

しかし、どんな時代であろうが真実の一つであると教えを受けて70年の人生を過ごしてきました。人間は分け隔て無く平等であり、それを脅かしてはならないと自分に言い聞かせてきました。

原発事故が起きて制御もできませんでした。そればかりか、わたしの故郷には二度と足も踏み入れられない地となる所が出来てしまいました。私たちは危険を背にしながら何の恩典もなく生きてきました。「事故が起きたら誰が責任を取るのですか、取れるのですか」と言ってきました。それでも東電は「事故は起きません」「安全です」の一点張りでした。結果は事故が起き廃墟同然になってしまいました。

私たちの心身共にこうむった被害について、そして東電の責任について、私たちの能力ではとても筆では言い表せません。また口下手ですから、その一割もお伝えすることは出来ません。もどかしい限りの日々をすごしております。

そこで、裁判官の皆様はこの実態を視察をして頂きたいと思っています。「原発事故の結果はこうなるんだ」という事を知って頂きたいと思います。

裁判官の皆さまをお願いします。是非現場検証をして頂き適切な判断をして頂きたいと存じます。この事は原告の私たちばかりでなくすべての被害者の要望でもあります。

福島原発避難者訴訟第4 回口頭弁論（裁判）と総会・集会

裁判も第4回となるといよいよ本番となってきます。これまで6名の原告の方々が法廷に立って意見陳述を行い、避難者の苦しみ、悩み、原発の弊害、矛盾を訴えてきました。

この意見陳述で、裁判官にも、原発の事故が起きれば人間の尊厳にまで影響する事をご理解いただいたことと思います。

今回の総会は裁判の意義を弁護団から提起を頂くことが最重要と思います。経験のない深刻な事態によって、全国民を恐怖に落とし入れた原発事故を、一大公害闘争と位置づけてどう闘うかでしょう。

ご支援いただいている方々にもご意見を頂き、闘いの輪を大きく広げることが今後の裁判を大きく左右します。

また全国各地で闘っている裁判も力づけられると思います。

なお今回は「相双の会」の管野美智子が意見陳述をします。

日 時： 2014年4月16日（水）12時30分

ところ： 飯野八幡宮 〒970-8026 いわき市平字八幡小路84

TEL 0246-21-2444

小高区の避難者の家の解体準備 ↓

原発事故により3年も戸締まり状態の家のため、雨漏りとネズミが大発生しどうしようもなくなりました。夏になると腐ってもっと大変なので、3月15日に家財をすべて搬出。（右写真です）

市の社協の紹介で全国から来ているボランティアさん40名が手伝ってくれて助かりました。先祖の仏壇から娘の晴着までみんな使えないので廃棄処分です。分別しておけば処分は環境省がやります。その後家を解体します。今、「半壊」以上と認定されたら、解体費用は国が負担するので、環境省に認定を申し入れしましたが返事はまだで、認定されるかどうか不安です。こういうことも個人が環境省や東電とかけあわねばならないので大変です。市が関与してほしいところです。





原発のない福島を！3・8福島県民大集会 3月8日に開催された脱原発郡山集会



東京南部被害者交流バスツアー感想文

昨年11月16~17日に、相双視察に来られた東京南部の皆さんの感想文です。

* 被災された方々の話をじかに伺えて、これからの支援の弾みになりました。誠実に生きている庶民がこんな悲惨な目に遭い、先の展望も見えないのは、まさしく政治の責任です。いつ他県の人々も福島の被災者と同じ立場になってしまうかわかりません。今の日本ではどこに住んでいても「安心・安全」とは言えません。「安心・安全」と「人権」は闘って一つ一つ勝ちとっていかねばならないのです。どうぞ避難された方々も、義憤と怒りをエネルギーにかえて前進してください。微力ながら応援しています。

福島子どもたちと共に世田谷の会・勝守真知子

* 「相双の会」の皆様には、二日間に渡りいろいろな話を聞かせていただき有難うございました。原発災害がどのようなものか、ほんの一部だとは思いますが、五感で感じることができました。私

も水道局職員として「阪神・淡路大震災」の復旧、三宅島帰島支援、東北大震災ボランティアなど取り組んできました。行政やボランティアなど様々な人々の協力で、ささやかですが被災者を包み、復興に向けてともに歩みだそうとすることができると感じてきました。しかし、原発災害は、放射能が家族を、人を引き裂く事が分かりました。まして、復興の土台となる山河が、凶器と化してしまう現実を突き付けられました。その上、政府・東電が現実に蓋をして、政策的に社会から被災者を引き裂こうとしていることに強い怒りを感じます。マスコミや政府が葬り去ろうとしている現実をみなさんの「叫び」を通じて、少しでも職場や仲間知らせていきたいと思ひます。微力ですが、友に歩んでいきたいと思ひます。今回のツアーに参加できて本当に感謝しています。

全水道東京水道労働組合・丸林俊之

「相双の会」会報にご意見を

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。匿名でもけっこうです。

電話090(2364)3613 メール(國分) kokubunpi-su@hotmail.co.jp